

2016年3月

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ロシア編



JETRO

第9節 ADR(裁判外紛争解決手続)

(1) ADR 制度利用の一般状況

知的財産権紛争の見通しに、さまざまな形で利用できる裁判外紛争解決手続(ADR)がある。

特に、商事訴訟法第 133 条は和解(調停)を審理に備える間の優先事項として挙げている。その上、商事訴訟法第 135 条第 1 節第 2 項に基づき、裁判所は審理に備える間に：

- 当事者に仲裁による解決又は調停者を含めた仲介者への連絡が望ましいことを示唆し、そのような選択肢の結果を説明する。
- 当事者が平和的和解合意に至ることを可能にする措置を講ずる。
- 紛争の平和的解決を促す。

商業訴訟法における上記の規定は、正義の実現のため、まずは当事者間で紛争を解決する手段を模索すべきだということを示している。商業訴訟法は「平和的和解合意」の概念及びその施行に関連する手続を定めているが、ロシアには 2010 年 7 月 27 日「仲介(調停)手続による裁判外紛争解決手段に関する」特別連邦法第 193-FZ 号という法律も存在する。

法律名が示すとおり、同法では「調停」を手続の一種として定めている。調停は、紛争において両当事者にとって適した和解策を提示するために、独立した調停者を介入させることで紛争を解決させる手続である。しかし、実際には、調停はあまり利用されていない。

伝統的な ADR の種類——商事仲裁——もロシアの法制度において下記のように定められている。

ロシアには知的財産紛争における ADR の利用に関する統計はない。一方、実際には、知的財産侵害事件又は商標の不使用による取消事件において当事者が平和的和解合意を用いる例がある。

仲裁機関(国家機関ではない)を通じた知的財産紛争の裁定は比較的まれである。その背景にある問題は、仲裁機関の裁定に従ったとしても、権利を登録するためには、別途裁判所に申し立てを行わなければならないことだった。この問題は主として不動産紛争で注目されるが、登録商標の譲渡への異議申立て及び国家登録簿の関連譲渡記録を無効とする必要性に係る事例などの知的財産案件にも同じ問題が当てはまる。仲裁機関の裁定に基づく不動産の国家登録問題は、2011 年 5 月 26 日ロシア連邦憲法裁判所決定第 10-II 号に明記されており、権利の国家登録に係る紛争は仲裁機関に申し立てることができ、仲裁機関の裁定に基づいて不動産権の登録を行うことができると述べられていた。4 年以上が経過したが、仲裁機関の裁定に基づく知的財産権の国家登録の例は知られていない。

(2) ADR の法的根拠

侵害又は争われた権利の保護は普通裁判所、商事裁判所又は仲裁機関の手続規則によって確立された権能に従って行うことができる(民法第 11 条(1))。ロシアにおける仲裁は、ロシアの法人間の紛争を解決する国内仲裁機関、又は常設又は特定目的のために作られた、国際商事仲裁機関の形で存在する。

仲裁手続の具体的問題は 1993 年 7 月 7 日付の「国際商事仲裁に関する」法律第 5338-1 号で規制される。同法が 1985 年国際商事仲裁に関する UNCITRAL 模範法に基づき、条文のほとんどをそのまま採用しているのに対して、商事訴訟法及び民事訴訟法は、国内の裁判所(商事裁判所及び普通裁判所)のために存在する手続を規定しているが、その中には仲裁機関の裁定の承認及び執行の規定も含まれる。

(3) ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約)への加盟

ロシアは、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」の加盟国である(1958年12月29日にソ連が署名。1960年8月24日に批准し、1960年11月22日に発効した)。周知のように、同条約は外国仲裁判断の承認及び執行について規定している。

外国仲裁判断の承認及び執行には商事訴訟法第31章及び上述の「国際商事仲裁に関する」法律も適用される(同法は専らロシアにおける国際仲裁に適用されるため、外国の判断にも一部適用される)。

外国仲裁判断の承認申請は被告の所在地の商事裁判所に申し立てるものとする。

外国仲裁判断が出されてから3年が経過すると、執行を求めることは認められない(ただし正当な理由があれば期間を延長できる)。

商事裁判所は以下の場合には外国仲裁判断の承認を(全部又は一部)拒否することができる(商事訴訟法第244条及び国際仲裁に関する法律第36条(同条は判断が出された国とは無関係に適用される))。

- 外国仲裁判断が、下された国の法律の規定により発効していない場合
- 外国の事例の当事者が手続を十分に知らされず、そのため又は他の理由で外国の裁判所で弁明できなかった場合
- ロシア国内の裁判所によってロシアの法律で裁定を下すべきであった場合
- 外国の判断と同じ事件に関して、ロシアの裁判所の有効な判断が存在する場合
- ロシアの裁判所が外国の裁判所での紛争と同じ紛争に対して先に手続を始めた場合
- 期間(上述のように3年)が終了し、延長されなかった場合
- 外国の判断の執行が公共の秩序に反する場合
- 当事者適格がなかった場合
- 仲裁の合意が無効である場合
- 裁判所の和解又は手続が仲裁の合意に反していた場合
- 判断が仲裁の合意の範囲から外れている場合(仲裁の合意の範囲から外れる問題を仲裁の合意が適用される問題から切り離すことができない場合)
- 判断が、それを下した国、又はその判断が準拠した法律を有する国の裁判所によって取り消された場合
- 判断が、それを下した国、又はその判断が準拠した法律を有する国の裁判所によって保留された場合

(4) 知的財産権契約に関する国際紛争のためのロシア仲裁組織

名称：ロシア連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所

申立を持参する住所：5/2, Iliyinka, Moscow, Russia

郵便物の宛先：109012, Moscow, Iliyinka 6

電話：+7(495) 620-00-07

ファクス：+7(495) 620-01-53

電子メール：mkas_arbitration@tpprf.ru

ウェブサイト(英語)：<http://www.tpprf-mkac.ru/en>

国際商事仲裁に関する法律第1条(2)に基づき、当事者は別個の仲裁合意の執行、又は仲裁条項を他の合意へ含めることによって、紛争を国際商事仲裁機関に移す権利を有する。その紛争とは：

- (i) 少なくとも一方の当事者の法人が海外にある場合、国際貿易又はその他の種類の国際取引関係の過程で生じる契約上の又は他の民法上の関係に関する紛争、並びに
- (ii) ロシア連邦領内で法人格を有する、外資系企業及び国際協会又は組織、その関係者の間の紛争、又はロシア連邦の法律に基づく他の法主体との紛争

国際商事仲裁に関する法律には、ロシア連邦商工会議所にて組織された、ロシアにおける2つの常設仲裁機関、すなわち(i)国際商事仲裁裁判所(ICAC)及び(ii)海事仲裁委員会(MAC)の設立に関する規制も含まれている。

2005年10月18日付のICAC規則第2条の第1号によれば、ICACに仲裁を求める可能性のある紛争には、科学技術に関する紛争、他の知的財産に関する紛争、産業その他のプロジェクトの建設、ライセンス事業に関する紛争が含まれる。したがって、ICACは法律の他の要件を満たす場合は知的財産問題に関連する紛争について権限を有する。

しかし、実際には、知的財産問題に関連する紛争のうち、私法紛争のみが仲裁機関での解決を求めることができると言われている。Rospatentの特許付与又は商標登録の拒絶に関する上訴、Rospatentの判断に関する申立て、その他の類似する事例などのRospatentとの公法紛争を仲裁裁判所で解決することはできない。これは、Rospatentが紛争に関わる場合、又は知的財産対象物、譲渡及び国家登録を要する許諾に関連する紛争にも当てはまる可能性がある。

(5) 実例

知的財産問題関連の紛争の解決に関して、ロシアの国際商事仲裁機関にはほとんど実績がない。既存の例は、ロシア企業がカザフスタン企業に対して起こした訴訟の債権回収など、国家登録を要しない知的財産の許諾契約に基づく、債権回収の契約上の紛争を対象としている。なお、本件においては、テレビ放送許諾契約に基づく支払い不履行の結果、債権は回収された(ロシア商工会議所下のICACの解決、2014年5月23日付け事件番号201/2013)。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2016 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。